

群馬東部水道企業団
事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）

募集要項

令和6年4月

群馬東部水道企業団

目次

第1章 事業概要	- 1 -
1. 事業名称	- 1 -
2. 事業目的	- 1 -
3. 本募集要項における用語の定義	- 2 -
4. ㈱群馬東部水道サービスの再編成	- 2 -
(1) 企業方針	- 2 -
(2) 株式・資本金・出資構成	- 2 -
(3) 機関構成	- 2 -
(4) 従業員	- 3 -
(5) 主たる事務所	- 3 -
(6) ㈱群馬東部水道サービスの資金調達	- 3 -
5. 対象業務と構成員	- 4 -
6. 事業方式	- 4 -
7. 事業期間	- 6 -
8. リスク管理	- 6 -
(1) リスク分担	- 6 -
(2) 危機管理事象が発生した際の協力体制	- 6 -
9. 本事業の引継ぎ	- 6 -
第2章 事業者の募集及び選定方法	- 7 -
1. 参加資格	- 7 -
(1) 応募者の構成等	- 7 -
(2) 参加条件	- 7 -
(3) 禁止行為	- 9 -
(4) 参加資格確認基準日	- 9 -
2. 事業者選定等のスケジュール	- 9 -
3. 応募に関する手続	- 10 -
(1) 募集説明会	- 10 -
(2) 現場見学	- 10 -
(3) 資料の閲覧	- 11 -
(4) 質問受付及び回答の公表	- 11 -
(5) 応募表明書及び応募資格審査申請書類受付	- 11 -
(6) 応募資格審査結果の通知	- 14 -
(7) 提案書の受付	- 14 -
4. 見積書の提出にあたっての留意事項	- 15 -
(1) 見積上限額	- 15 -
(2) 費目毎の支払い方法等	- 15 -
(3) 災害等により生じた被害の復旧対応	- 15 -
5. 事業者の選定に関する手続	- 16 -
(1) 審査委員会の設置	- 16 -
(2) 提案審査の方法	- 16 -
(3) 選定事業者の決定	- 16 -

(4) 選定結果の通知及び公表	- 16 -
(5) 応募に関する費用負担	- 16 -
(6) 提案書等の帰属.....	- 16 -
第3章 ㈱群馬東部水道サービスの再編成及び事業契約	- 17 -
1. ㈱群馬東部水道サービスの再編成に関する手続.....	- 17 -
(1) 基本協定及び官民出資会社に係る合意書の締結	- 17 -
(2) ㈱群馬東部水道サービスの再編成	- 17 -
2. 事業契約の締結と終了	- 17 -
(1) 事業契約の締結.....	- 17 -
(2) 事業契約終了後の対応	- 17 -
3. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	- 17 -

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期） 募集要項

本募集要項は、令和6年2月14日に公表した実施方針に対する意見を取り入れたものであり、本募集要項と実施方針に相違がある場合には、本募集要項の規定内容が優先する。また、本募集要項に記載がない事項については、実施方針及び本募集要項に対する質問・回答による。

第1章 事業概要

1. 事業名称

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）

2. 事業目的

群馬東部水道企業団（以下「企業団」）は、平成28年度の設立以降、群馬県東部の太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の3市5町に給水を行っている。平成29年度からは『群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（以下「第1期包括事業委託」）』を導入し、より効率的な事業運営に取り組んできた。

第1期包括事業委託では、技術の継承や公益性を確保することができ、事業契約終了後も存続することができる官民出資会社形式を採用することとし、官民出資会社である株式会社群馬東部水道サービス（以下「㈱群馬東部水道サービス」）を設立した。その業務範囲は、検針・収納業務や浄水場管理業務（3条業務）のほか、老朽化施設や管路の更新整備業務（4条業務）を含むものであった。また、委託期間は、広域化に伴う施設整備の事業量が増加する期間と合わせて8年間と設定した。

令和2年度に委託期間の折り返しを迎えたことから、令和3年度に『包括事業委託中間評価』を実施した。その結果、職員数を削減しつつ事業が運営できていることや、企業団の効率的な事業運営に対して一定の成果を上げていることが確認できた。

また、令和3年度に公表した水道ビジョンでは、理想像の一つに「健全経営を持続する水道」を掲げており、この理想像を実現するための個別方策「組織体制の最適化」において、経営の効率化を目指すため、包括事業委託を有効に活用しつつ少数精鋭による組織体制を構築することとしている。

現在実施している第1期包括事業委託の委託期間が終了することを受け、これまでの事業評価を踏まえ、令和7年度以降の事業運営方針についての検討を行った結果、引き続き、官民出資会社形式による、『群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）（以下「第2期包括事業委託」）』を実施することとし、以下のとおり企業団の事業方針を定めた。

群馬東部水道企業団 第2期包括事業委託 事業方針

- ▶ 直営で実施すべき業務と委託によって対応する業務を明確にし、少ない職員で効率的な業務を実施する。
- ▶ ㈱群馬東部水道サービスと協働し、企業団の技術力を維持しつつ、水道事業の公益性を確保する。
- ▶ 第1期包括事業委託における㈱群馬東部水道サービスとの実績を踏まえ、より高いレベルの連携を実現する。

3. 本募集要項における用語の定義

- 民間グループ：1者以上の民間企業から構成される、本事業の事業者選定に応募する単位のことをいう。
- 構成員：本事業の事業者選定に応募する民間グループを構成する民間企業のことをいう。構成員は対象業務を行う。
- 代表構成員：構成員のうち、民間グループを代表する事業者のことをいう。
- 選定事業者：事業者選定の結果、本業務の相手方に決定した民間グループをいう。選定事業者は企業団と共同で(株)群馬東部水道サービスの出資団体となる。
- 第1期事業者：第1期包括事業委託において選定され、令和6年度まで第1期包括事業委託を実施している民間グループをいう。

4. (株)群馬東部水道サービスの再編成

本事業では、第1期包括事業委託において設立した(株)群馬東部水道サービスを継続させることとし、選定事業者と企業団は、共同出資して(株)群馬東部水道サービスを再編成する。なお、以下に概要を示すが、詳細については選定事業者との協議を経て決定する。

(1) 企業方針

- ・企業団と連携し、群馬東部地域の水道事業の課題解決や地域経済の発展に貢献する。
- ・公共の福祉を増進するための水道として公益性を確保した上で、民間の技術・ノウハウを生かして効率的な事業運営を行う。
- ・行政区域にとらわれず周辺地域の業務受託等を通じて、管理の一元化による更なる広域事業形態への発展を模索し、スケールメリットの発揮を図る。

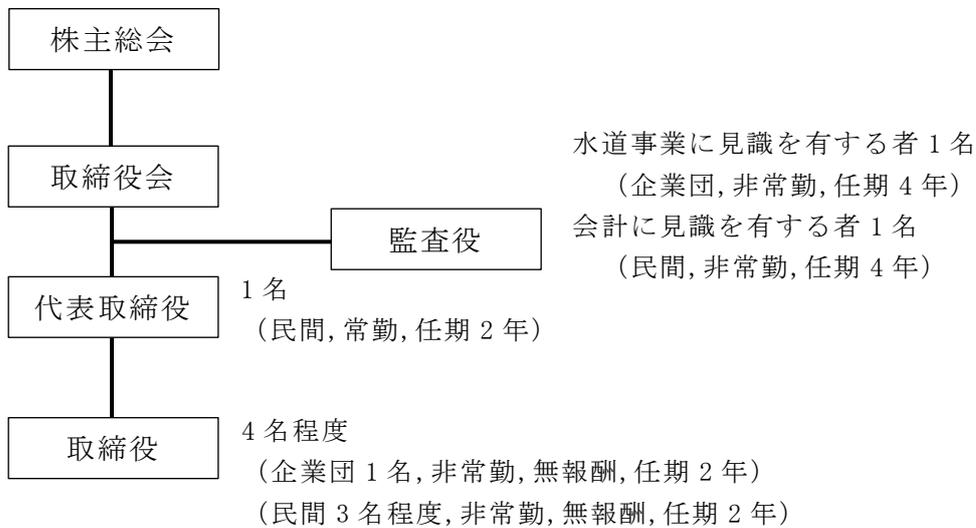
(2) 株式・資本金・出資構成

- ・資本金は1億円とし、うち企業団は51%（51百万円）を出資、選定事業者は49%（49百万円）を出資する。
- ・選定事業者の決定後、第1期事業者は企業団に対して株式を譲渡し、企業団は保有する株式を選定事業者に譲渡する。なお、選定事業者の出資分について、単独の構成員による全体出資の3分の1以上の出資は認めない（ただし、選定事業者が第1期事業者と同じ事業者である場合にはこの手続きを省略する）。
- ・(株)群馬東部水道サービスは、全ての株式に譲渡制限を設けた「譲渡制限会社」である。株式を譲渡により取得する場合には、株主総会の承認を得る必要がある。
- ・出資者は構成員のみとする。

(3) 機関構成

- ・取締役会を設置するものとし、取締役は5名程度とする。
- ・代表取締役1名と取締役3名程度は、選定事業者から提案する。
- ・取締役1名は企業団から選任する。
- ・代表取締役は常勤とし、取締役4名程度は非常勤、無報酬とする。
- ・選定事業者の各構成員は、代表取締役又は取締役を1名以上抛出する。取締役の総数は、選定事業者の構成員数に応じて決定する。
- ・監査役を設置するものとし、2名とする。
- ・監査役1名は水道事業に見識を有する者として、企業団から選任する。

- ・ 監査役 1 名は会計に見識を有する者は、選定事業者から提案する。
- ・ 監査役 2 名は非常勤とする。
- ・ 任期について、取締役は 2 年、監査役は 4 年とする。



(株)群馬東部水道サービスの機関構成図

(4) 従業員

- ・ 第 1 期包括事業委託において(株)群馬東部水道サービスが採用したプロパー職員は、管路施設管理業務、給水装置関連業務、水道事務管理業務のほか、(株)群馬東部水道サービスの管理運営に従事しており、第 2 期包括事業委託においても継続雇用を前提とする。ただし、選定事業者の提案に基づいた、構成員への出向を含めたプロパー職員の配置転換は認める。
- ・ その他の従業員については、選定事業者が業務を実施するために必要と想定する人員数を、選定事業者が全て配置する。
- ・ 企業団からの出向について、退職派遣形式による出向を行う。
- ・ 選定事業者は、必要に応じて(株)群馬東部水道サービスにプロパー職員を追加で採用してもよい。

(5) 主たる事務所

- ・ 企業団を構成する市町内に設置するものとする。
- ・ なお、第 1 期包括事業委託においては企業団庁舎太田本所内（群馬県太田市浜町 1 1 番 2 8 号）に(株)群馬東部水道サービスの事務所を設置していた。第 2 期包括事業委託においても継続して設置してもよい。
- ・ 企業団庁舎太田本所は令和 9 年度に新庁舎に移転する予定である（移転先：群馬県太田市下浜田町 1 0 8 8 番地 2）。現在の企業団庁舎太田本所内に事務所を設置する場合、事務所を移転する必要がある。なお、移転後の新庁舎内に事務所を設置してもよい。

(6) (株)群馬東部水道サービスの資金調達

- ・ 企業団は、(株)群馬東部水道サービスが行う資金調達に対し、損失補償を行わない。

5. 対象業務と構成員

本事業の対象業務については、以下のとおりである。

業務内容の詳細、業務実施に必要な要件等及び要求水準については、「群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期） 要求水準書」に示す。なお選定事業者の経験と創意工夫に基づく提案が、現行の要求水準よりも優れていると判断された場合には、これを採用するものとする。

- ① 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務
- ② 工事等関連委託業務

対象業務のうち、以下の業務については、担当する1者以上の構成員を指定すること。ただし、各業務について、2者以上の構成員が担当する場合は、業務を担当する構成員の中から、業務を統括する構成員を1者指定すること。業務を統括する構成員は、当該業務の指揮系統・連携方法を定め、業務水準の統一を担う。

また、同一の構成員が複数の業務の担当を兼ねることを認める。

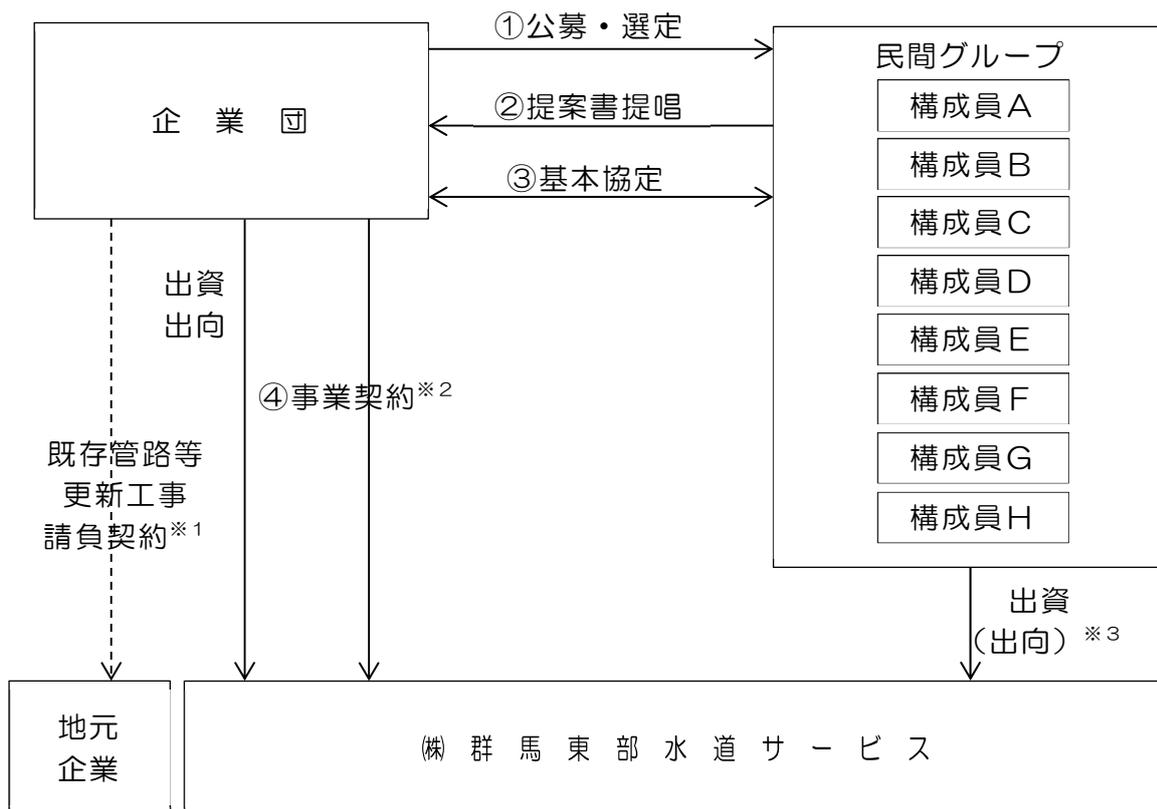
- A. 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、浄水場及び関連施設管理業務
- B. 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、管路施設管理業務
- C. 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、給水装置関連業務
- D. 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、水道料金徴収業務
- E. 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、水道事務管理業務
- F. 工事等関連委託業務のうち、既存管路の更新整備業務
- G. 工事等関連委託業務のうち、既存管路の更新委託業務
- H. 工事等関連委託業務のうち、その他事業における工事関連委託業務

6. 事業方式

本事業は、水道事業者としての事業主体、水道事業経営及び施設保有に係る業務は引続き企業団が担い、その他の水道事業運営に係る委託業務や管路整備業務を包括して(株)群馬東部水道サービスに委託する「包括委託」とする。

したがって、水道料金については、(株)群馬東部水道サービスが収納に係る業務を代替実施し、企業団が収入することとし、水道事業運営や管路整備に係る費用については、企業団が委託費や管路整備業務費として(株)群馬東部水道サービスに支払うものとする。

また、施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託の対象業務のうちA. 浄水場及び関連施設管理業務、B. 管路施設管理業務、C. 給水装置関連業務については、水道法第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の責任と権限を含めて委託する「第三者委託」とする。



※1 既存管路の更新委託業務及びその他事業における工事関連委託業務の施工部分については、(株)群馬東部水道サービスとの事業契約に含めず、従来どおり企業団から地元企業へ工事発注する。

※2 既存管路の更新整備業務の施工部分については、業務を担当する構成員と請負契約を締結する。

※3 民間グループから(株)群馬東部水道サービスへの出向は必要に応じて実施する。

7. 事業期間

本事業の事業期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

8. リスク管理

(1) リスク分担

本事業で想定されるリスクについて、「群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）基本協定及び官民出資会社に係る合意書（案）（以下「基本協定）」、「群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）事業契約書（案）（以下「事業契約）」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うものとする。また記載のないリスク事象が発生した場合は、双方の協議により対応を決定するが、その際は「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考えを前提とする。

(2) 危機管理事象が発生した際の協力体制

地震、風水害、事故等危機管理事象が発生し水道給水対策本部が設置された際には、(株)群馬東部水道サービスは企業団の指揮命令系統下におかれるものとする。

また、他水道事業体及び関連団体等から企業団へ協力要請があった場合は、(株)群馬東部水道サービスは企業団からの指示を受けて、要請に応じるものとする。なお、当該費用は原則として企業団が負担する。

9. 本事業の引継ぎ

企業団及び第1期事業者から(株)群馬東部水道サービスへの業務引継ぎは、群馬東部水道企業団水道事業を安全・安心・安定的に実施するための重要な要素であることから、業務引継ぎも包括委託範囲に含めるものとし、引継ぎ期間は基本協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。なお、引継ぎ期間において選定事業者に係る費用については委託費に含めず、選定事業者が拠出するものとする。

また、引継ぎ期間は第1期包括事業委託期間であるため、事業実施の責は原則として企業団及び第1期事業者が負う。

また、選定事業者は、7. に示す事業期間が終了する場合や契約が途中で解除された場合についても、次期受託者への引継ぎを行うものとする。引継ぎ期間は概ね3か月間を基本とし、詳細は協議の上決定するものとする。業務引継ぎに要する費用は、選定事業者と次期受託者がそれぞれの必要とする費用を負担することを基本とし、詳細は協議の上決定するものとする。

第2章 事業者の募集及び選定方法

1. 参加資格

- (1) 応募者の構成等
- (2) 応募者の形態は、民間グループとする。
- (3) 構成員は、対象業務のうち複数の業務を兼ねることができる。
- (4) 応募者は、施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務を担当する構成員の中から、代表構成員を1者定めることとする。代表構成員は、本事業の応募に係る手続の全てを行うこととする。
- (5) 1つの対象業務を複数の構成員が担当する場合、担当する構成員の中から、業務を統括する構成員を1者定めることとする。業務を統括する構成員は、構成員の連携や業務水準の統一に関する責任を負う。
- (6) 1つの事業者が複数の民間グループに重複して本事業に応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該事業者が構成員となっている民間グループの応募は全て無効とする。

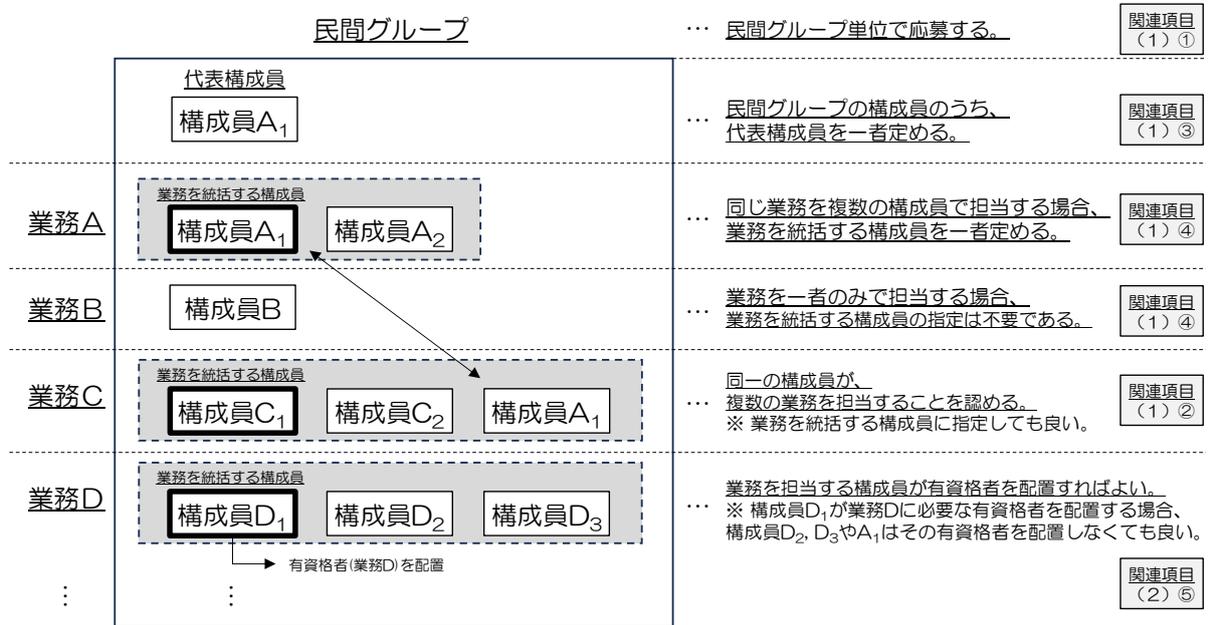
(2) 参加条件

本応募に参加する民間グループは、参加資格審査申請日において、次の全ての条件を満たしていなければならない。

- ① 全ての構成員が、令和6年度群馬東部水道企業団入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、「物品・役務」「建設工事」のうち担当する業務に登録されていればよい。
- ② 対象業務のうち、施工業務を担当する構成員が、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、水道施設工事及び土木工事で、特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、全ての構成員が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者。
 - イ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
 - ウ 企業団の構成団体である3市5町の税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税）及び水道料金並びに下水道料金を滞納している者。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号による者。
 - オ 群馬東部水道企業団入札参加資格停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者。
- ④ 各対象業務を担当する構成員が、過去15年間（平成20年度から令和5年度）のうちに、以下の実績を有すること。
 - ア 国内の給水人口10万人以上の上水道事業において、水道料金徴収業務（検針・料金徴収等）を、元請として5年間以上実施した実績。
 - イ 国内の上水道事業又は水道用水供給事業において、水源として表流水を利用する施設能力20,000 m³/日以上の上水道施設の水道法第24条の3による運転維持管理業務を、元請として5年間以上実施した実績。

- ⑤ 各対象業務を担当する構成員が、以下の技術者を配置すること。
- ア 「水道技術管理者」の資格を有する者及び「水道浄水施設管理技士」の資格を有する者。
 - イ 「水道管路施設管理技士」の資格を有する者。
 - ウ 「給水装置主任技術者」の資格を有する者。
 - エ 「監理技術者」又は「主任技術者」の資格を有する者（工事等関連委託業務実施中、専任で配置すること）。
 - オ 「技術士（上下水道部門/上水道及び工業用水道）」の資格を有する者。
 - カ 水道法第12条に基づく、水道の布設工事を監督する資格を有する者。
 - キ 「一級若しくは二級土木施工管理技士」又は「一級若しくは二級水道施設管理技士（管路）」の資格を有する者。
- ⑥ 全ての構成員が、「次期包括事業方針決定及び発注に係るアドバイザー業務委託」を受注した法人又はその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑦ 全ての構成員が、審査委員の所属する企業又はその企業の子会社若しくは親会社（ただし、榊群馬東部水道サービスは除く）の関係者でないこと。
- ⑧ 全ての構成員が、労働保険加入事業所であること。
- ⑨ 全ての構成員が、構成団体の行政区域内に本支店若しくは営業所がある、又は受託後に開設できること。

○ 民間グループの構成例



(3) 禁止行為

応募者及び応募希望者は、令和6年2月14日に公表された「群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）実施方針」及び令和6年4月18日に公表された「群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）募集要項」等公告資料に関する質問のほかは、自己の有利になることを目的として、本事業の事務局（企業団並びに株式会社日水コン及び虎ノ門南法律事務所）、事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」）及びその他企業団の関係者に働きかけを行ってはならない。これらの行為を行った者は、応募を認めず、又は応募資格を無効とする。

(4) 参加資格確認基準日

- ① 参加資格確認基準日は、応募表明書及び応募資格審査申請書類の受付日（令和6年7月25日）とする。

2. 事業者選定等のスケジュール

事業者選定等のスケジュールは、次のとおりとする。

日程	実施事項
令和6年4月18日	募集の公告 （募集要項、要求水準書、基本協定及び官民出資会社に係る合意書（案）、事業契約書（案）、提案書審査基準、提案書作成要領、様式集）
令和6年4月25日	募集説明会
令和6年5月9日～ 5月22日	資料閲覧及び現場見学
令和6年5月9日～ 5月22日	質問受付
令和6年6月13日	質問回答
令和6年7月25日	応募表明書及び 応募資格審査申請書類受付期限
令和6年7月25日	応募辞退届提出期限
令和6年8月1日	応募資格審査結果の通知
令和6年8月22日	提案書の受付期限
令和6年10月上旬	プレゼンテーション・ヒアリングの実施
令和6年10月下旬	審査結果の通知
令和6年11月下旬	基本協定の締結
令和6年12月下旬～ 令和7年3月	㈱群馬東部水道サービスの再編成、 契約条件等協議及び事業の引継ぎ
令和7年4月1日	事業契約の締結

※ 応募状況によって、日程を変更する場合がある。

3. 応募に関する手続

企業団は公告資料の他、以下の説明会等により情報提供を行う。応募希望者は、これらの情報を確認のうえ、応募手続等を行うこと。

(1) 募集説明会

応募希望者を対象に本事業の背景及び概要についての説明会をオンライン形式で実施する。

募集説明会への参加は、応募の必須条件ではないので、参加しなくても応募することができる。

① 開催日時・場所

ア 開催日時：令和6年4月25日（木）午後2時から

イ 開催形式：オンライン形式で実施

（当日の接続先は、各参加者に別途通知する。Web会議アプリケーション「Zoom」を使用予定である。）

② 申込方法

募集説明会参加申込書（様式1）に記入の上、電子メールにより提出すること。

（その他文書の持参、郵送やFAX等では受け付けない）

電子メールは件名を「募集説明会への参加申込について」とすること。

○宛 先：群馬東部水道企業団企画課

○電子メール：kikaku@gtsk.or.jp

③ 申込期限

令和6年4月23日（火）午後5時 必着

(2) 現場見学

応募希望者に対して、以下のとおり現場見学期間を設ける。

応募希望者は、現場見学を行いたい日程について希望することができる。

現場見学の実施は、応募の必須条件ではないので、実施しなくても応募することができる。

ただし、複数の候補日を希望することは可能であるが、実際の見学については、1事業者につき2日を上限とし調整を行う。

なお、現場見学の参加については、以下の業務を担当することを予定するものに限る。

・ 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、浄水場及び関連施設管理業務

① 見学日時・集合場所

ア 見学日時：令和6年5月9日（木）～5月22日（水）

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで、途中1時間の休憩を含む）

（見学日は各参加者に別途通知）

イ 集合場所：各参加者に別途通知

② 申込方法

現場見学参加申込書（様式2-1）及び現場見学工程表（様式2-2）に記入の上、電子メールにより提出すること。（その他文書の持参、郵送やFAX等では受け付けない）

電子メールは件名を「現場見学の申込について」とすること。

○宛 先：群馬東部水道企業団企画課

○電子メール：kikaku@gtsk.or.jp

③ 申込期限

令和6年4月26日（金）午後5時 必着

(3) 資料の閲覧

応募希望者に対して、以下のとおり資料の閲覧期間を設ける。

ただし、複数の候補日を希望することは可能であるが、実際の閲覧については、1事業者につき1日を上限とする。

資料閲覧の実施は、応募の必須条件ではないので、実施しなくても応募することができる。

① 閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間：令和6年5月9日（木）～5月22日（水）

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

（閲覧日は各参加者に別途通知）

イ 閲覧場所：企業団庁舎太田本所

② 申込方法

資料閲覧申請書（様式3）に記入の上、電子メールにより提出すること。（その他文書の持参、郵送やFAX等では受け付けない）

電子メールは件名を「資料の閲覧申請について」とすること。

○宛 先：群馬東部水道企業団企画課

○電子メール：kikaku@gtsk.or.jp

③ 申込期限

令和6年4月26日（金）午後5時 必着

(4) 質問受付及び回答の公表

募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表は、以下のとおり実施する。

① 質問の受付期間

令和6年5月9日（木）～5月22日（水）午後5時 必着

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問書（様式4）に記入の上、電子メールにより提出すること。（その他文書の持参、郵送やFAX、電話、口頭等での質問は受け付けない）

電子メールは件名を「募集要項等に関する質問について」とすること。

○宛 先：群馬東部水道企業団企画課

○電子メール：kikaku@gtsk.or.jp

③ 質問への回答の公表

令和6年6月13日（木）に企業団ホームページを通じて公表する。回答の公表に当たっては、質問者を匿名化する。なお、混乱を招くおそれがあると判断した質問に対しては、回答しない旨を回答書に記載する。

(5) 応募表明書及び応募資格審査申請書類受付

応募希望者は、「応募資格確認申請時の提出書類」に示す書類を以下のとおり提出すること。ただし、該当しない書類は提出不要である。

○応募資格確認申請時の提出書類

提出書類		様式	留意事項
公募型プロポーザル応募表明書		様式 5	
応募資格確認申請書		様式 6	
提出書類	会社概要書	—	
	業務経歴書	—	
	登記簿謄本	—	募集公告日以降に交付されたものを構成員全てが提出すること。
	定款	—	最新のを構成員全てが提出すること。
	直近3期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	—	構成員全てが提出すること。
	国税に係る納税証明書	—	直近1ヶ年度分の納税証明書「その3の3」を構成員全てが提出すること。
	企業団の構成団体である3市5町の税に係る納税証明書	—	・直近1ヶ年度分の法人市民税又は町民税及び固定資産税に係る納税証明書 ・構成員のうち、企業団の構成団体である3市5町に納税義務のある構成員全てが提出すること。
	プロポーザル応募者からの暴力団等の排除に関する誓約書	様式 7	
	委任状	様式 8	構成員ごとに1枚ずつ作成すること。
	特定建設業の許可を受けていることを証明する書類（経営事項審査に基づく総合評定値通知書）	—	構成員全体で有することが確認できること（写しで可）。
国内の給水人口10万人以上の上水道事業において、水道料金徴収業務（検針・料金徴収等）を、元請として5年間以上実施した実績。	—	・実績を確認できる契約書、仕様書等の写し（1件以上） ・施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、水道料金徴収業務を担当する構成員が提出すること（写しで可）。	
国内の上水道事業又は水道用水供給事業において、水源として表流水を利用する施設能力20,000m ³ /日以上浄水施設の水道法第24条の3による運転維持管理業務を、元請として5年間以上実施した実績。	—	・実績を確認できる契約書、仕様書等の写し（1件以上） ・施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、浄水場及び関連施設管理業務を担当する構成員が提出すること（写しで可）。	

提出書類	「水道技術管理者」の資格を有する者及び「水道浄水施設管理技士」の資格を有する者が各1名以上在籍していることを証明する書類	—	・施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、浄水場及び関連施設管理業務を担当する構成員が提出すること（写しで可）。
	「水道管路施設管理技士」の資格を有する者が1名以上在籍していることを証明する書類	—	・施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、管路施設管理業務を担当する構成員が提出すること（写しで可）。
	「給水装置主任技術者」の資格を有する者が1名以上在籍していることを証明する書類	—	・施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、給水装置関連業務を担当する構成員が提出すること（写しで可）。
	「監理技術者」又は「主任技術者」の資格を有する者が1名以上在籍していることを証明する書類。	—	工事等関連委託業務を担当する構成員のうち1者が提出すること（写しで可）。
	「技術士(上下水道部門/上水道及び工業用水道)」の有資格者1名以上在籍していることを証明する書類	—	
	水道法第12条に基づく、水道の布設工事を監督する資格を有する者が1名以上在籍していることを証明する書類	—	
	「一級若しくは二級土木施工管理技士」又は「一級若しくは二級水道施設管理技士(管路)」の有資格者1名以上在籍していることを証明する書類	—	

① 提出期限

令和6年7月25日（木）午後5時 必着

② 提出方法

代表構成員として応募する者が持参すること。

○受付場所：群馬県太田市浜町11番28号
群馬東部水道企業団企画課

③ 応募の辞退

応募表明書を提出した後に応募を辞退することとなった場合は、応募辞退届（様式9）を令和6年7月25日（木）午後5時までに、代表構成員として応募した者が持参すること。なお、応募を辞退しても、今後企業団の行う業務において不利益な扱いを受けることはない。

(6) 応募資格審査結果の通知

応募資格確認結果は、令和6年8月1日（木）までに、代表構成員に対して書面で通知する。応募資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記する。

(7) 提案書の受付

応募希望者は、「提案書提出時の提出書類」に示す書類を以下のとおり提出すること。

○ 提案書提出時の提出書類

提出書類	様式	部数	留意事項
提案書提出届	様式10	1部	・ A4版ファイル綴じとする。図面でA3版を使用する場合はA4版に折り込むこと。 ・ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズはこの限りでない。 ・ 副本及び概要版は提案者名が特定されるような名称、マーク等の記載は行わないこと。
提案書	提案書様式	正本 1部 副本 15部 概要版 15部	
参考見積書	参考見積書様式	2部	
プレゼンテーション参加者届	様式11	1部	
提案書の電子データ一式 (CD-R) ※1	—	1枚	

※1 提案書を一括で印刷できるようにしたデータとすること。

① 提出期限

令和6年8月22日（木）午後5時 必着

② 提出方法

代表構成員として応募する者が持参すること。

○受付場所：群馬県太田市浜町11番28号

群馬東部水道企業団企画課

③ 提出部数

提案書は、正本1部、副本15部、概要版15部を提出すること。また、電子データとしてCD-Rに保存したもの一式を併せて提出すること。

④ 提案書作成要領

提案書は、提案書様式を使用し、サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。図表等で「A3版」を使用するときは、折り綴じること。各提案書は分冊とし、応募資格確認結果の通知に記載された応募者番号を必ず記載すること。

また、副本及び概要版は応募者が特定されるような名称、マーク等の記載を行わないこと。

4. 見積書の提出にあたっての留意事項

見積書は参考見積書様式により作成すること。その他留意事項は以下のとおりである。

(1) 見積上限額

本事業の事業費の上限額は、次のとおりである。

- ① 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務 19,388百万円
- ② 工事等関連委託業務 2,836百万円

※ 消費税及び地方消費税に相当する金額を除いたものである。

※ 物価及び労務単価の上昇を見込んだ金額である（1年当たり約3%）。

※ 双方又はどちらか一方が見積上限額を上回った提案は失格とする。

(2) 費目毎の支払い方法等

- ① 変動費（薬品費、動力費）

事業契約に基づく年間計画額の1/2を毎月支払うが、年度末の最終月に実費で精算するものとする。そのため、参考見積書様式に記載する変動費は変更しないこと。

変動費として扱う費目は施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務のうち、下記のとおりである。

- A. 浄水場及び関連施設管理業務におけるユーティリティ費、電力使用料、回線使用料
- D. 水道料金徴収業務における通信費、手数料、備消耗品費、保守料
- E. 水道事務管理業務における修繕費、備消耗品費、通信費、光熱水費、広告料、駐車場使用料

※変動費に関する、プロフィットシェアを含む提案については、提案書作成要領に示す、その他の応募者提案事項として記載すること。

- ② 経常修繕費（突発修繕・漏水修理等）

経常修繕費の費用は対応後に随時精算するものとする。そのため、参考見積書様式に記載する経常修繕費は変更しないこと。

- ③ 計画外施設整備費（H. その他事業における工事関連委託業務）

他事業の要望等により発生するものであり、事業契約段階では工事箇所を特定しない工事に関する設計・施工監理等の費用である。そのため、参考見積書様式に記載する整備費は変更しないこと。

(3) 災害等により生じた被害の復旧対応

地震、風水害などによる災害や事故等により施設に被害が生じた場合は、企業団と復旧作業等について対応を協議する。なお、復旧に係る経費は、委託費とは別に企業団が負担する。

5. 事業者の選定に関する手続

本事業における事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行う。以下の内容の他、詳細は「提案書審査基準」に示す。

(1) 審査委員会の設置

本事業における事業者選定について、専門的知見からの意見を聴取するため、審査委員会を設置する。審査委員会の委員は、有識者4名及び企業団職員1名で構成するが、委員の氏名等は事業者の選定に影響を与えないように、選定事業者の公表までの間は非公表とする。企業団は、審査委員会の選定結果をもとに選定事業者を決定する。

(2) 提案審査の方法

提案審査は、提案書類を対象に、最初に書面審査を行った後、応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、提案書提出期限以降に応募者に通知する。

(3) 選定事業者の決定

企業団は、審査委員会から報告を受けた審査結果をもとに選定事業者を決定する。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定事業者の決定後速やかに各応募者に通知するとともに、企業団ホームページで公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

(5) 応募に関する費用負担

応募に当たっての費用は応募者の負担とする。

(6) 提案書等の帰属

提出された提案書等の著作権は応募者に帰属する。
なお、提出された書類は応募者へ返却しない。

第3章 (株)群馬東部水道サービスの再編成及び事業契約

1. (株)群馬東部水道サービスの再編成に関する手続

(1) 基本協定及び官民出資会社に係る合意書の締結

企業団は、選定事業者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、選定事業者決定後から基本協定の締結日までの間、選定事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合、企業団は選定事業者と基本協定を締結しない場合がある。

(2) (株)群馬東部水道サービスの再編成

第1期事業者は保有する(株)群馬東部水道サービスの株式を企業団に譲渡し、企業団は保有する株式を選定事業者に譲渡する。

ただし、選定事業者が第1期事業者と同じ事業者であり、出資構成を変更する必要がない場合には(2)(株)群馬東部水道サービスの再編成を省略する。

2. 事業契約の締結と終了

(1) 事業契約の締結

企業団は、基本協定の規定に基づき、事業契約を年度ごとに締結する。この際、前年度の物価変動・労務単価の見直しや管路整備箇所の変更等を踏まえ委託料を含めた事業契約内容の見直しを行う場合がある。

なお、基本協定締結後から事業契約の締結までの間、選定事業者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、企業団は選定事業者と事業契約を締結しない場合がある。

(2) 事業契約終了後の対応

事業契約期間(令和12年3月31日まで)終了後、事業環境の変化等を踏まえて、出資する民間グループを再度公募する可能性がある。

再度公募した際に、それまで出資していた民間グループが再選定されなかった場合など、業務を実施しなくなった構成員は、株式を企業団へ譲渡しなければならない。

譲渡価格は、事業会社の自己資本額を株式数で割った額を、1株当たりの譲渡価格とする。ただし、最低価格は当初に出資した額とする。

3. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約等について疑義が生じた場合、企業団と選定事業者は、誠意をもって協議する。

本事業に対する問合せ先

群馬東部水道企業団企画課

電話 0276-49-5355

電子メール kikaku@gtsk.or.jp